

山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例

平成十年三月二十七日

山梨県条例第二号

山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例をここに公布する。

山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例

(設置)

第一条 県民に花とふれあう機会と自然に親しむ場を提供するとともに、花き生産の振興に資するため、フラワーセンターを設置する。

(名称及び位置)

第二条 フラワーセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 山梨県立フラワーセンター

位置 北杜市

(指定管理者による管理)

第三条 知事は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に山梨県立フラワーセンター（以下「センター」という。）の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第四条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認に関する業務
- 二 施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- 三 花きの植栽、展示及び提供に関する業務
- 四 花きに関する講習会及び催しの実施に関する業務
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

(指定の手續)

第五条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、センターの効用を発揮することができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、センターの適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。
- 三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

(休園日)

第六条 センターの休園日は、次に掲げるとおりとする。ただし、第一号に掲げる日が一月二日、同月三日、四月三十日から五月五日までの日又は八月十三日から同月十六日までの日である場合には、休園日としないものとする。

- 一 火曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日である場合を除く。）
- 二 十二月二十八日から翌年の一月一日までの日

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休園日に開園し、又は休園日以外の日に休園することができる。

(開園時間)

第七条 センターの開園時間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 一月から三月まで、十一月及び十二月 午前九時から午後四時まで
- 二 四月、九月及び十月 午前九時から午後五時まで
- 三 五月から八月まで 午前九時から午後六時まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、開園時間を変更することができる。

(利用の承認等)

第八条 センターを利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により利用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。

- 一 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- 二 施設又は設備器具若しくは花きを損傷するおそれがあると認められるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

(承認の取消し)

第九条 指定管理者は、センターを利用する者が前条第二項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の承認を取り消すものとする。

(利用料金)

第十条 第八条第一項の承認を受けた者は、指定管理者に対し、当該承認に係るセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、知事の承認を受けて指定管理者が定める。

(利用料金の還付)

第十一条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、センターを利

用する者がその責に帰することのできない理由により利用することができなかった場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(利用料金の減免)

第十二条 指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の作成及び提出)

第十三条 指定管理者は、毎年度終了後二月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日から二月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

- 一 第四条各号に掲げる業務の実施の状況
- 二 センターの管理の業務に係る収支の状況
- 三 利用料金の収入の状況

四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理の状況を把握するために知事が必要と認める書類

(知事による管理)

第十四条 第三条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第四条に規定するセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合における第六条第二項及び第七条第二項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。

3 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務にセンターの利用の承認が含まれるときに限る。）における第八条及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4 第一項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、第八条第一項の承認を受けた者は、第十条の規定にかかわらず、別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料を納付しなければならない。この場合において、同条第一項の規定により指定管理者に対し既に納付した利用料金があるときは、当該利用料金は、使用料とみな

す。

- 5 前項の場合における第十一条、第十二条及び別表の規定の適用については、第十一条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十二条中「指定管理者は、規則で定める場合は、利用料金」とあるのは「知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料」と、同表中「利用料金限度額」とあるのは「使用料の限度額」と、「定期利用料金限度額」とあるのは「定期使用料の限度額」と、同表備考中「定期利用料金」とあるのは「定期使用料」とする。
- 6 第一項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第八条第一項及び第十条第一項の規定の適用については、第八条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該利用について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第十条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、当該承認について第十四条第四項の規定により既に納付した使用料があるときは、当該使用料は、利用料金とみなす」とする。

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成一〇年規則第五一号で平成一〇年八月六日から施行)

附 則 (平成一一年条例第三七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一五年条例第六〇号)

この条例は、平成十六年十一月一日から施行する。

附 則 (平成一七年条例第四九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 知事は、この条例の施行の前においても、この条例による改正後の山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例第三条及び第五条の規定の例により、山梨県立フラワーセンターの管理に関し、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者を指定することができる。

附 則 (平成一八年条例第四五号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年条例第四八号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年条例第四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成三〇年条例第二一号）

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年条例第二三号）

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表（第十条、第十四条関係）

区分	利用料金限度額				定期利用料金限度額
	個人		団体		
	四月から十月まで	一月から三月まで、十一月及び十二月	四月から十月まで	一月から三月まで、十一月及び十二月	
一般、大学生及び高校生	一人につき 七一〇円	一人につき 二六〇円	一人につき 五七〇円	一人につき 二〇〇円	一人につき 五、二四〇円
中学生及び小学生	一人につき 三六〇円	一人につき 一三〇円	一人につき 二八〇円	一人につき 一一〇円	一人につき 二、六二〇円

備考

- 一 団体とは、二十人以上をいう。
- 二 定期利用料金は、第八条第一項の承認の日から起算して一年間の利用を単位とする。

山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例施行規則

平成十年七月二十七日

山梨県規則第五十二号

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例(平成十年山梨県条例第二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第二条 条例第五条第一項の規定による山梨県立フラワーセンター(次条において「センター」という。)の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
 - 二 収支計画書
 - 三 実施体制を記載した書類
 - 四 団体の概要を記載した書類
 - 五 定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの
 - 六 法人の登記事項証明書(法人の場合に限る。)
 - 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの
 - 八 前各号に掲げるもののほか、条例第五条第二項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類
- (平一七規則二九・全改)

(利用料金の減額又は免除)

第三条 条例第十二条第一項の規定で定める場合は次に掲げる場合とし、減額し、又は免除することができる額は当該各号に定める額とする。

- 一 障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条に規定する障害者及びその介護を行う者が、センターを利用する場合 利用料金の全額
 - 二 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校(次号において「小学校等」という。)の児童又は生徒が、土曜日にセンターを利用する場合 利用料金の全額
 - 三 県内の小学校等の児童又は生徒及びこれらの引率者が、教育課程に基づく教育活動としてセンターを利用する場合 利用料金の全額
- (平一七規則二九・全改、平一九規則三・一部改正)

附 則

この規則は、平成十年八月六日から施行する。

附 則(平成十一年規則第五五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一四年規則第三〇号)

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第二九号)抄
(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項から附則第二十三項までの規定は、公布の日から施行する。

(山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例施行規則に関する経過措置)

18 山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例の一部を改正する条例(平成十七年山梨県条例第四十九号)附則第二項の規定により同条例の施行の前日に山梨県立フラワーセンターの管理に関し地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第十六条の規定による改正後の山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例施行規則第二条及び別記様式の規定の例による。

附 則(平成一九年規則第三号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

別記様式(第2条関係)

(平17規則29・旧第1号様式・全改)

年 月 日

山梨県知事 殿

(申請者)

所在地

団体の名称

代表者の氏名

印

指定管理者指定申請書

山梨県立フラワーセンターの指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立フラワーセンター設置及び管理条例第5条第1項の規定により、必要書類を添付の上申請します。